

JFA U-12 長野県サッカーリーグ(県リーグ)開催規程

第1節 総 則

第1条〔総則〕

本規程は、JFA U-12 長野県サッカーリーグ（県リーグ）（以下「本リーグ」という。）の運営に関する事項について定める。

第2条〔目的〕

一般社団法人長野県サッカー協会（以下「本協会」という。）は、日本サッカー、長野県サッカーの将来を担う小学生年代の少年・少女たちの充実した試合環境創造、リーグ文化の醸成、サッカー技術の向上、健全な心身の育成を図ることを目的とし、U12年代の加盟登録チームの代表により切磋琢磨した大会として本リーグを実施する。

第2節 組 織

第3条〔長野県 U12 サッカーリーグ(県リーグ)実施委員会〕

本リーグは、リーグ実施に関わり、JFA U-12 長野県サッカーリーグ（県リーグ）実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置し、本リーグに関する企画立案を行うとともに本リーグを統括する。

第4条〔実施委員会の人選〕

- (1) 実施委員会は、参加チーム運営担当者並びに本協会4種委員会、技術委員会及び審判委員会により構成され、その委員長は、4種委員長が指名する。
- (2) 会議は、必要に応じてその都度委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- (3) 実施委員の任期は当該年度の前年10月1日より翌々年3月31日とする。
- (4) 実施委員は、任期後も後任が決定するまでは、その任の責を負う。

第5条〔リーグ規律・フェアプレー委員会〕

本リーグは、フェアプレーとリスペクトを重視し、次のとおり実施する。

- (1) 4種委員による規律・フェアプレー委員会を組織し、規律委員長は4種規律委員が兼任する。
- (2) リーグ戦には、マッチコミッショナーを置く。
- (3) リーグ戦には、マッチウエルフェアオフィサーを置く。

第3節 試合会場

第6条〔試合会場〕

試合会場は、次の条件を満たすことを原則とするが、会場の実情に応じてフィールドの大きさ、ゴールの大きさは変更できる。

- (1) 正規のフィールド（タッチ90m～105m、ゴールライン45m～68m）の半面（ゴールライン40m～50m、タッチライン50m～70m）程度の大きさとし、正方形ではないこと。天然芝、人工芝、クレーであることを問わない。
- (2) ゴールは、原則として少年用ゴール（幅5m×高さ2.15m）とするが、中間ゴール（幅6.4m×高さ2.15m）を使用することも認める。
- (3) ゴールのポスト及びバーは白色とし、グラウンドに安全性を保つために確実に固定しなければならない。原則として丸型が望ましい。
- (4) コーナーフラッグ及びコーナーフラッグポストは、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m以上のコーナーフラッグポストを立てることが望ましい。

第7条〔医務運営〕

運営担当チームは、試合の開催に先立ち、試合会場で生じる重度の外傷及び疾病に対処するため、あらかじめAEDの設置場所を確認するとともに救急移送病院・休日当番医を確認・確保しておくこと。

第4節 試 合

第8条〔大会形式〕

本リーグは、本協会が主催し、本リーグ趣旨に賛同し、参加したチームの中で本協会が認めたチームにより1次リーグ総当たり、2次リーグは順位別に2リーグで総当たり方式にて行い、1チームの年間数は16試合とする。

第9条〔試合の主催等〕

- (1) 試合はすべて本協会が主催し、実施委員会が指名するチームが主管する。
- (2) 地方公共団体、地元新聞社及びテレビ・ラジオ局、その他について、実施委員会が認めた場合は、共催・後援を認める。

第10条〔競技規則〕

試合は、(公財)日本サッカー協会競技規則及び8人制サッカー競技規則によるが次を別に定める。

- (1) 競技者の数は、8人とする。
- (2) 試合開始の時点で、8人いない場合試合は行わない。ただし、けがなどにより、試合中に選手の人数が減った場合、6人までは試合を行うことができる。

第11条〔参加資格と選手証〕

- (1) (公財)日本サッカー協会に登録されたチーム・選手で、本大会に定められた期日までに参加申込みをした者のみが、試合における競技参加資格を持つ。
- (2) 本リーグに参加するチームがU-12地域リーグに参加することを認める。ただし、選手の両リーグへの二重登録は認めない。
- (3) 選手は、試合出場に際し(公財)日本サッカー協会発行の選手証等(以下「選手証」という)を持参しなければならない。
- (4) 選手証等とは、日本協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録一覧表を印刷したもの、またはスマートフォンやPC等の画面に表示したもので顔の認識ができるものである。
- (5) 追加登録を随時可能とする。

第12条〔参加申込〕

すべてのチームは、定められた期日までに、所定の手続きにより参加申込を本協会に届け出なければならない。

第13条〔参加申込・エントリーできる選手及びベンチ入りできる選手並びに役員・チームスタッフの人数〕

- (1) 本リーグに登録できる選手の人数は、制限しない。
- (2) ベンチ入りできる人数は、試合ごと登録された選手16人、チーム役員3人以内とする。
- (3) ベンチ入りするチーム役員の内1名は、JFA公認指導者資格(D級以上)を保持していること。また、ベンチ入りできるチーム役員は47FA U12指導者講習会・研修会及び本協会が定める研修会・講習会に参加した者とする。

第14条〔出場資格を得るための登録変更〕

- (1) 出場チームの選手は、定められた期間(1次リーグ終了後から2次リーグ開始前)に登録変更することができる。
- (2) 同一クラブ内で地域リーグに登録された選手を県リーグへ登録変更する場合も上記期間に限る。
- (3) 選手が本リーグ期間中に他チームへ移籍をした場合、当該選手は移籍後選手証が届いた時点から出場することができる。

第15条〔ユニフォーム〕

- (1) (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用すること。
- (2) ユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 選手番号は、服地と明確に判別できる色のものとする。
- (4) ユニフォームの選手番号は、参加申込した番号でなければならない。番号は1～99の整数とする。
- (5) フィールドプレーヤーとして登録している選手がゴールキーパーを行う場合は、主審の許可を得て同じ番号のピブスを着用して出場することを認める。
- (6) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (7) アンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (8) ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同色でも良い。

第16条〔試合時間〕

- (1) 本リーグの試合時間は40分（前後半各20分）とする。ただし、天候により30分とすることができる。
- (2) 前半と後半のインターバルは原則7分とし、飲水タイムを設ける場合には原則5分とする。

第17条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次のとおりとする。

- (1) 選手の交代は自由な交代とする。
- (2) ゴールキーパーは、事前に主審に通知した上で、試合の停止中に入れ替わることができる。
- (3) 選手が退場処分を受けた場合、選手の補充を常に8人でプレーする。

第18条〔試合の勝敗の決定〕

本リーグの試合は定められた時間内に勝敗が決定しない場合は、引き分けとする。

第19条〔リーグ戦の順位決定〕

- (1) 本リーグの順位決定は次の方式による。
 - (1) 勝点（勝3、分1、敗0）から勝点率（勝点合計÷消化試合数）を算出し、数字が大きい方から上位として順位を決定する。
 - (2) 勝点率が同じ場合は次の順による。
 - ①得失点差
 - ②総得点
 - ③当該チーム間の直接対戦成績
 - ④抽選
 - (3) 1次リーグ、2次リーグとも当該チームが2分の1以上の試合を消化していればリーグは成立したものとみなし上記方法で順位を決定する。
 - (4) 2分の1に満たない場合は、当該チームに順位を付けない。
- (2) 1次リーグの結果、1位から6位のAリーグ、7位から12位のBリーグを2次リーグとして開催する。
- (3) 1次リーグの順位は、全日本U-12サッカー選手権大会長野県大会のシード権等に反映する。ただし、基準日までに決定しない場合には暫定の順位によるものとする。
- (4) 年間順位は2次リーグの勝点率により、Aリーグ参加チームが1～6位、Bリーグ参加チームが7～12位とする。

第20条〔表彰〕

本リーグ戦の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 1位、2位、3位の3チームには表彰状を授与する。
- (2) フェアプレー賞を設定し、フェアプレー賞を授与する。
(新型コロナウイルスの影響により未消化試合が多数あった場合には、表彰を行わない場合がある。)

第21条〔審判員〕

本リーグ戦の審判は、次のとおりとする。

- (1) 1人審判制とし、補助審判を付ける。
- (2) 帯同審判制とし、主審、補助審とも3級以上の審判員とする。
- (3) ユース審判員の活動の場として推奨する。この場合は、3級審判員候補の4級審判員を可とする。
- (4) 補助審判は、主審との打ち合わせ事項を補助する。

第22条〔試合球〕

本リーグ戦の試合球は、次のとおりとする。

- (1) 本リーグは、試合球（4号検定球、新品に近いもの）を各チームが持参して行うものとする。

第23条〔係員〕

運営チームは、試合実施を円滑にするため、原則として次の補助係員を置き、必要な業務を行わせる。

- (1) 本部員、記録係
- (2) 担架要員（若干人） 担架は会場に最低1台用意する

第5節 運 営

第24条〔運営責任と運営担当者〕

- (1) 試合の運営にあたっては、マッチコミッショナーが責任を負うとともに、運営チームは選手・審判・役員及び観客などの安全を確保するための義務を負う。

(2)運営チームは、運営担当者及び会場責任者を決定しなければならない。

第25条〔日程〕

本リーグは、原則として実施委員会により決定された日程表に従い開催される。

第26条〔試合の日時または場所の変更〕

試合の開催日、キックオフの時間または開催地を変更する場合、運営チームは他のチームと変更内容を調整し、実施委員会に届け出て承認を得る。

第27条〔特別な事情による変更〕

出場チームは、本協会において特別な事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第28条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、本協会または実施委員会から指名されたものが行うことを原則とする。ただし、マッチコミッショナーがいない場合には、運営チームの会場責任者が代行する。
- (2) マッチコミッショナーは、次の事項を行わなければならない。
 - (1) キックオフ 60 分前に、両チーム監督（メンバー用紙に記載されたチーム役員でも可）、審判員、運営担当者とともにマッチ・コーディネーション・ミーティング（以下「マッチミーティング」という）を行う。
 - (2) マッチミーティングの際、提出されたメンバー用紙および選手証によって選手の出場資格、試合に際し着用する両チームのユニフォームの色等を確認する。
 - (3) マッチミーティングの際のユニフォーム確認は、ユニフォーム現物の他、印刷された写真(A4用紙にシャツ、パンツ、ソックスを着用した前面全身写真および背面全身写真/フィールドプレーヤー、ゴールキーパーの正副ユニフォーム各1セットを用紙1枚に印刷、計4枚)を使用できる。ただし、電子機器に表示された写真は認められない。
 - (4) 両チームの正副ユニフォームを組み合わせても判別が難しいと主審が判断した場合、主審の許可を得ていずれかのチームが番号が同じビブスを着用することができる。
 - (5) 審判員について審判証により資格確認を行う。

第29条〔会場責任者〕

- (1) 会場責任者は試合会場の設備、運営状況を確認し、不備があれば指導し改善しなければならない。
- (2) 会場責任者は「試合運営報告書」を作成し、リーグ実施委員長に提出する。また、警告・退場があった場合には「審判報告書」も併せて提出する。
- (3) 試合中断または協議中の悪質な違反による退場などの重大な事項が発生した場合には、「会場責任者緊急報告書」を実施委員会委員長および4種規律委員長に提出する。
- (4) 会場責任者は、運営担当者が兼ねることができる。
- (5) 会場責任者は、「新型コロナウイルス影響下におけるリーグ運営マニュアル」(以下「コロナ関連マニュアル」という。)に定める主管者感染対策責任者を兼ねる。

第30条〔キックオフ時刻等〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を守らなければならない。
- (2) キックオフ時刻を変更する場合は、事前に会場責任者の承認を得る。また、いずれか一方のチームがキックオフ時刻に会場に現れない場合は、最低30分間は待機することとする。

第31条〔消化できなかった試合〕

- (1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由にあるチームは、会場や審判を手配して後日日程を設けて行うこととする。
- (2) その日程が取れない場合は、未消化試合として処理する。

第32条〔試合の中止及び中断の決定〕

- (1) 試合の中止は主審の判断によるが、会場責任者が運営チームの運営担当者と協議の上決定する。ただし、主審および会場責任者が到着する前に、やむをえない事情により試合を中止する場合は、運営担当者（責任者）が実施委員会と協議の上決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、運営担当者および当該チームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

第33条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次のうちから実施委員会が決定する。

- (1) 正規の試合時間の再試合
- (2) 中断時点からの再開試合
- (3) 中断時点での試合成立（後半 10 分以降での中断は成立）

第34条〔開催不能または中止となった場合の記録〕

開催不能または中止となった試合の記録及び得点の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 正規の時間の再試合の場合は、記録されない。ただし、警告・退場による出場停止処分の消化については、リーグ規律委員会・フェアプレー委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。
- (2) 中断時点から再開する場合は、中断時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される。
- (3) 中断時点で試合が成立した場合は、当該試合が記録される。

第35条〔メンバー提出〕

- (1) キックオフの 60 分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、選手証とともに提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- (2) メンバー提出用紙には、ベンチ入りするチーム役員の役職・氏名が記載されていなければならない。
- (3) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、けが、体調不良等の理由に限り主審の承諾が得られた場合に限り認められる。

第36条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、運営チームより選出する。
- (2) 記録員は、本リーグ所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため両チームの運営委員または、役員・スタッフの署名を受けた後、すみやかに各所に展開する。
- (3) 運営チームの運営担当者は、公式記録の原紙をすみやかに実施委員会に提出する。

第37条〔警告による出場停止処分〕

- (1) 本リーグで累積された警告が 3 回になった選手・チーム役員は、自動的に本リーグの次の試合の出場停止処分を受ける。
- (2) 同一試合で 2 回警告による退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に直近のリーグ戦の出場停止処分を受ける。
- (3) 前項における警告は、試合出場停止により処理されたものとし、累積されない。
- (4) 第 1 項及び第 2 項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低 2 試合の出場停止処分を受ける。
- (5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本リーグ終了時をもって効力を失う。

第38条〔退場処分〕

- (1) 退場処分を受けた選手・チーム役員は、自動的に直近のリーグ戦及び公式試合の出場停止処分を受け、以降の処置は長野県サッカー協会規律・フェアプレー委員会の裁定による。
- (2) 退場処分によって減った競技者数は、登録された控え選手で補充される。チーム役員の補充は出来ない。

第39条〔未登録・二重登録〕

- (1) 未登録または二重登録などの出場資格のない選手が出場した場合、それが判明した時点で試合を打ち切り、以降の処置については長野県サッカー協会規律委員会の裁定にゆだねる。既に行われた試合で同様なことが判明した場合、その試合は無効とし以降の処置は長野県サッカー協会規律委員会の裁定にゆだねる。
- (2) 前項の該当チームの懲罰の決定までの間にリーグの試合がある場合、その試合を行うことは認められる。

第40条〔棄権〕

- (1) 本リーグに参加を申込んだ後の棄権は一切認めない。ただし、やむを得ぬ事情で参加不能になった場合は直ちに実施委員会に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。
- (2) 実施委員会は、理由書に基づき審議の上処置する。

第41条〔公衆送信権〕

- (1) 本リーグの公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権、その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という。）はすべて本協会に帰属する。
- (2) リーグの公衆送信権料は、別途本協会が定めるところによる。

第6節 費用

第42条〔チームの費用負担等〕

- (1) 参加チームは、当該リーグ実施委員会の定めるところにより、参加費を負担する。
- (2) 試合の開催及び運営にかかわる費用として次に関わる費用の一部を本協会が補助する。
 - (1) 運営人件費（マッチコミッショナー・マッチウエルフェアオフィサー・派遣審判員等の人件費等）
 - (2) 試合会場使用料
 - (3) その他運営に関わる費用

第43条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、前条第2項第1号及び第2号の費用並びに双方のチームにおいて発生した費用は、リーグ運営委員会と当該チームが協議する。

第44条〔帰責事由のあるチームの費用の補償〕

- (1) 参加チームの責に帰すべき事由により、試合が開催不能または中止となった場合、当該チームはリーグ運営委員会（本協会）に発生した費用を補償しなければならない。
- (2) 参加チームの責に帰すべき事由により、試合会場並びに付帯施設等の破損などによって弁済の責任が生じた場合、当該チームが費用の弁済をしなければならない。
- (3) 前2項によらない不可抗力による会場及び付帯施設等の破損については、参加チームとリーグ運営委員会（本協会）で協議する。

第45条〔審判員の手当て〕

審判員の手当ては次のとおりとする

- (1) 本リーグが依頼した派遣審判員 主審 4,000円 補助審 3,000円
旅費については、長野県サッカー協会旅費規程に準ずる。
- (2) 帯同審判員 0円

附 則

- 1 本規程は、平成30年11月11日より施行する。（平成30年10月1日より効力を発する。）
- 2 本規定は、本リーグ実施委員会において改廃できる。
- 3 当分の間、参加チーム、実施委員会は次のとおりとする。
 - ① 参加チームは、当面（3年間）9地域リーグから各1チーム、ただし、松本塩尻は3チーム、北信は2チームとする。
 - ② 各地域リーグでは、前年のU-11のリーグ戦等の成績及びチーム力（指導者、審判、大会運営力、グラウンドの確保等）を考慮し参加チームを推薦する。
 - ③ 各地域リーグでは、各年度チームを推薦できないことも認める。その場合の追加地域は当該年の参加チームの多いリーグから推薦する。
（※優先順位は、1位→2位・・・5位の順番。1位が参加できなければ2位へ。ただし、5位までのチームすべてが参加できない場合は、他地区へ参加枠を譲渡する。譲渡優先地域は安曇・諏訪。（ただし、4種委員長・リーグ実施委員長の裁量による。）
 - ④ 県リーグの運営は、前年の10月を目安に参加チームによる実施委員会設立し詳細を定める。
 - ⑤ 各リーグで2019年度に限りU-11リーグ以外に選考リーグ等を行うことを認める。
 - ⑥ ウェルフェアオフィサーの資格を、各チーム必ず取得すること。
 - ⑦ 県リーグ参加チームが確定した後、県リーグ講習会を実施する。ベンチ入りするためにはその講習会を必ず受講しなければならないが、日程等の都合で参加できない場合、各地域リーグでの講習会を受けた者のベンチ入りを認める。ただし、各チーム1名は必ず県リーグ講習会を受講しなければならない、受講者には証明書を発行する。
- 4 本規定は、新型コロナウイルス感染症対策を受け、2021年3月28日改正し、同年4月1日より施行する。